所有者・管理者の皆様へ

「コンクリートブロック塀」の安全点検のお願い

(広島県 建築課)

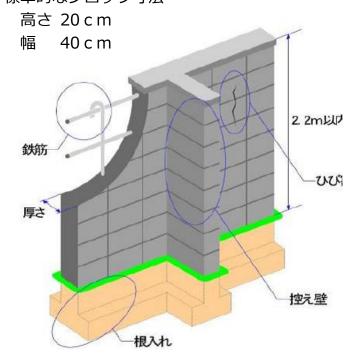
建築物に付属する塀は、建築基準法(以下「法」という。)において建築物に該当し、同法施行令に技術的基準が規定されます。

ブロック塀の所有者・管理者の皆様におかれましては、**まずは、次のチェックリストにより自己点検をして頂き、1つでも不適合がある場合、不明な点がある場合は、専門業者に相談して頂きますようお願いします。**

■ チェックリスト(外観の目視点検) まずは、自己点検をしてみましょう。

チェック項目	基準値	記入欄	
		測定値	適否
塀の高さ	地盤面から 2.2m以下	()m	
	(ブロック 1 段の高さは 20 c m)		
壁の厚さ	15 c m以上	() c m	
	(高さ 2m以下は 10 c m以上)		
控え壁の	塀の長さ 3.4m以下(概ねブロック	○塀の高さの5分の1の寸法	
有無	8箇所おきに1か所)ごとに,塀の高さ	()m	
	の5分の1突出した壁	○測定した寸法	
	(塀の高さ 1.2m以下は適用なし)	()m	
健全度合	塀の傾き(目視でも分かる)	有・無	
	塀のひび割れ(1mm程度以上)	有・無	

標準的なブロック寸法



- ○詳細は「安全なブロック塀について (建築基準法)」
 - (広島県建築課のホームページ) をご覧 ください。
 - ■広島県建築課のホームページ

http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/anzennnahei.html

■チェックリスト(内部診断) 外観の目視点検で、1つでも不適合がある場合、又は不明な点がある場合は、 次のチェック項目は、建築士、診断士等の専門家に相談してください。

チェック項目	基準値	記入欄	
		測定値	適否
鉄筋の有無	○径9mm以上の鉄筋が縦横ともに80cm 間隔(ブロック2箇所おき)以下で配置○縦筋は,壁の頂部及び基礎の横筋にかぎ掛けして定着(ただし書き有り。)○横筋は,縦筋にそれぞれかぎ掛けして定着		
基礎の高さ	35 c m以上 (塀の高さ 1.2m以下は適用なし)	()cm	
根入れの深さ	30 c m以上	() c m	
	(塀の高さ 1.2m以下は適用なし)		

■ 広島県管轄の相談窓口				
広島県	建築課	082-513-4183	_	
	西部建設事務所建築課	082-250-8158(直通)	竹原市, 大竹市, 安芸高田市, 江田島市, 府	
			中町,海田町,熊野町,坂町,安芸太田町,	
			北広島町, 大崎上島町	
	東部建設事務所建築課	084-921-1311(代表)	府中市, 世羅町, 神石高原町	
	北部建設事務所建築課	0824-63-5209(直通)	三次市(建築基準法第6条第1項第1~3号に	
			掲げる建築物に限る。), 庄原市	

(※建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物は、主に2階建以下の木造の戸建住宅等が該当します。)

広島県に相談される際には、次の事項についても記入をお願いします。

所有者又は管理者氏名	
連絡先	
塀の所在地(地図添付)	
塀の設置年月	
調査者氏名(専門業者)	